

花屋敷ゴルフ倶楽部利用約款

（約款の適用）

第1条 当ゴルフ場を利用される場合、ご利用者（会員・非会員を問わず）は、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため本約款に従ってご利用下さい。

（利用約款の成立）

第2条 当ゴルフ場を利用いただくには、利用日当日フロントにて所定の署名簿にご利用者本人が署名して下さい。これにより当倶楽部はご署名者の施設利用をお引受けすることになります。但し、施設利用引受け後においても、第5条を適用いたします。

（利用の申込、キャンセルフィー等）

第3条 当ゴルフ場利用の申込及びキャンセルフィー等の取扱については、当倶楽部の定めるところに従っていただきます。

（利用引受けの拒絶）

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. スタート時間に余裕がないとき。
2. ビジターについては、メンバーの同伴又は紹介等がないとき。
3. 天災・天候、その他の事情によりゴルフ場をクローズするとき。
4. 利用者が公序良俗に反する行為をなす恐れがあると認められたとき。又は、その行為があったとき。
5. その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

（暴力団関係者の入場拒絶）

第5条 次に該当する者は、当ゴルフ場への入場及び施設の利用はできません。

1. 暴力団員、又は集团的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある者。
2. その事情を知らながら暴力団員を同伴し、又は暴力団員を紹介して施設を利用させた者。又、施設利用申込みの受理後でも、申込者又は利用者が暴力団員であることが判明した場合は当該申込を取り消します。

（利用継続者の拒否）

第6条 当ゴルフ場は、次に該当する場合には該当者及び同伴者の利用の継続（すでに利用を開始している場合も含む）をお断りする事があります。

1. 当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき。
2. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき。
3. ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
4. 当ゴルフ場従業員に対するハラスメント行為があったとき。
5. その他本約款に違反したとき。

（開場時間・休場日）

第7条 当ゴルフ場の各施設の開場時間と休場日は、当倶楽部の定めるところによります。但し、臨時に変更する事があります。

（金銭、貴重品について）

第8条 金銭その他の貴重品については、必ず貴重品ボックスをご利用下さい。その際、暗証番号は見破られやすい組合せを避けて入力して下さい。また、ご利用期間中はお客様の所有と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理していただきます。従ってボックス内の収容物については保証など一切の責任を負いません。

2.貴重品ボックス・ロッカー・浴室・コース等での盗難や紛失、毀損等の事故があっても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

3.貴重品ボックスが満杯の場合は、当ゴルフ場指定の貴重品袋に収納の上、フロントへお預け下さい。その場合、お預かりした品は貴重品袋控と引き換えにお返しいたします。お預けにならない貴重品等については責任を負いません。貴重品袋控を紛失した場合は直ちにフロントまで届け出て下さい。

(携帯品・自動車)

第9条 携帯品（ゴルフ関連用品、衣類等）の紛失・盗難や駐車場内の自動車及び車内物品の盗難・損傷等の事故につきましては、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。

(ロッカーの使用)

第10条 鍵はご自分で所持いただき、利用後は必ずフロントもしくは回収ボックスへお返し下さい。ロッカー内には金銭その他貴重品はお入れにならないで下さい。ロッカー内の盗難については、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。

(宅配便の事故)

第11条 宅配便の取扱は、ゴルフバッグ等物品の受領・保管・発送等において利用者を代行し行うもので、その間の事故発生については、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。

(乗用カート、スカイレーター等のご利用)

第12条 乗用カート、スカイレーター等については安全運行の注意書及び運行注意事項に基づきご利用願います。不慮の事故等については、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。又、乗用カートの損傷については、場合によっては損害費用を請求することがあります。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第13条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディやカートナビの注意如何にかかわらず、自己の責任でプレーすることになっております。従ってプレー中に起きた事故については当事者間の責任となります。プレーヤーはルールとエチケット・マナーを厳格に守って下さい。

(ティーイングエリアでの素振り)

第14条 ティーイングエリアでの素振りは、ティショットの直前の練習スイング以外は禁止します。スタートする組以外のプレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第15条 同伴プレーヤーは、危険防止のため、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(飛距離の確認)

第16条 先行組に対し後続組のプレーヤーは、キャディやカートナビの注意如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打込まないよう細心の注意をもってプレーして下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第17条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、方向について適切に判断して慎重にプレーして下さい。又、隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーの邪魔にならないようプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも打込まないよう充分気をつけて下さい。

(退避)

第18条 後続組に打たせるときは、先行組のプレーヤーは後続組のプレーヤーが全員打ち終わるまで、安全な場所に退避して下さい。

(ホールアウト後の退避)

第19条 ホールアウトした場合は速やかにパッティンググリーンを離れ、後続組の打球に対し安全な場所に退避して下さい。

（プレーの進行）

第 20 条 プレーの進行については特に注意して、前の組と 1 ホール以上間隔を空けないようにして下さい。ボール探しは 3 分以内をお願いします。

（静粛を守ること）

第 21 条 プレーヤーがアドレスした時は真後ろに立たず静粛にして下さい。

（雷鳴があった場合）

第 22 条 雷鳴があった場合、又は、襲雷警報が発令された場合には、直ちにプレーを中止し、避雷施設等安全と思われる場所に退避して下さい。乗用カートに乗車した状態での待機は大変危険です。必ず避難場所へ避難して下さい。

（火気使用の禁止）

第 23 条 コース内やクラブハウス内でのマッチ・ライター等の火気使用及び喫煙は、定められた場所以外は厳禁とします。煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

（違背の場合の責任）

第 24 条 利用者が第 13 条、第 14 条、第 16 条、及び第 17 条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、又、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

（プレー終了後のクラブ確認）

第 25 条 利用者はプレー終了後、クラブ及びヘッドカバー等を点検し間違いないかを必ず自身にて確認のうえ、所定の用紙に確認の署名をして下さい。確認後はクラブ不足、瑕疵等について当クラブは一切責任を負いません。

（施設に損害を与えた場合）

第 26 条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設、物品等を毀損した場合は、その修理補填に要した費用を負担していただきます。

（施設内への持込携行の禁止）

第 27 条 下記については施設内に持込を禁止します。

- 1.動物のペット類。
- 2.著しく悪臭、噴煙を放つもの。
- 3.鉄砲刀剣類。
- 4.発火、爆発の恐れがあるもの。
- 5.騒音を発するもの。

（施設内での行為の禁止）

第 28 条 利用者による当ゴルフ場及び関連施設内での下記行為を禁止します。

- 1.とばく・その他風紀を乱す行為。
- 2.許可のない物品販売、宣伝広告等の行為。
- 3.掲示、落書き並びに騒音行為。
- 4.利用者以外の無断でのコース内及び施設内への立入り。
- 5.ギャラリー同伴のプレー。
- 6.入れ墨彫者の浴場利用。
- 7.他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
- 8.当ゴルフ場従業員、キャディへのあらゆるハラスメント行為。
- 9.コース内での携帯電話のご使用はマナーモードにし、周囲の方々の迷惑にならないよう配慮下さい。

(服装について)

第 29 条 ご来場の際、及びクラブハウス内では、男性はブレザー、スーツの着用をお願いします。(但し、別に定める夏季期間は除く)

ご婦人の場合も、品位を保つに足る常識的配慮をお願いします。

(飲酒運転の禁止)

第 30 条 当ゴルフ場への往復時及び当ゴルフ場内においては、絶対に飲酒運転を行わないで下さい。また、プレー後に運転を予定されている方への酒類の提供は一切行いません。

(個人情報の取り扱いについて)

第 31 条 当ゴルフ場では、ご予約時点に電話・FAX・メール等で入手した個人情報と、プレー当日署名簿に署名いただいたプレーヤーの個人情報を、当倶楽部のプライバシーポリシーに則り、安全に管理いたします。

2.当ゴルフ場では、ご予約及びご利用いただいたお客様に対し、当倶楽部のイベント情報・営業案内などを、郵便・FAX・メール・SNS等でご案内する場合があります。

(信義則)

第 32 条 本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

(改定)

第 33 条 本約款は必要に応じて予告なく改定することがあります。

以上
(2023.9.1)

花屋敷ゴルフ倶楽部 乗用カート利用約款

第1条 (本約款の目的)

この約款は、本倶楽部乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に対する基準を定め、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条 (本約款の遵守)

カートの利用者は、カート利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。キャディー付プレー、セルフプレーにかかわらず全て利用者が遵守する義務を負います。

第3条 (運転等の制限)

- (1) 利用者は係員からのカート利用に関する指示に従ってください。また、係員が特に指示した場合を除き、利用者がカートの手動運転をすることはできません。
- (2) カートはカート道、または許可された範囲外では利用運行することができません。

第4条 (運行責任者)

カートの移動又は停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は、利用者の責任において、これを行ってください。

第5条 (カート利用上の注意事項)

このカートは、走行路上を自動走行しますので安全のために次の事項を遵守してください。

- (1) カートの前後に立たないでください。
- (2) 走行中カートの直前を横切らないでください。
- (3) カートの定員は5名となっており、前列に2名、後列に3名が乗車可能です。
- (4) カートを発進させる際は、乗員の着座、カート前後の安全を確認してから行ってください。
- (5) カートの乗り降りは、停止を確認してから行ってください。また、走行中のカートから飛び降りたりする行為は大変危険です。絶対に行わないでください。
- (6) 走行中は、手足またはクラブを車外に出さないでください。又、急停止する場合がありますのでシートに正しく座り、ハンドルやグリップ又は、バーにつかまってください。
- (7) カートナビに雷雲接近の注意がありましたら、直ちにプレーを中断し、最寄りの避難場所に避難してください。乗用カートでの待機は大変危険です。必ず避難場所へ避難してください。

第6条 (貴重品及び携帯品等の責任)

ゴルフ用品を含む貴重品及び携帯品の管理は自己責任となります。破損、盗難等が発生した場合、当クラブは一切の責任を負いかねます。

第7条 (事故の場合の連絡)

利用者はプレー中の事故またはカート事故・故障が発生した場合、プレーを中止し、ただちにカートナビの電話にてマスター室にその旨を連絡してください。

第8条 (事故の場合の責任等)

利用者は、カートの運行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故を生じた場合には、当該カート事故により生じた損害を賠償していただく場合があります。

(2023.9.15)

カスタマーハラスメントに対する基本方針

当花屋敷ゴルフ倶楽部は、安全かつ安心してプレーを楽しんでいただけるように、お客様のご意見等を真摯に受け止め、従業員一同、上質なサービスの提供を心がけております。

多くのお客様におかれましては、エチケット・マナーを守り楽しくプレーをしてゴルフ場をご利用いただいておりますが、ごく僅かなお客様から、正当なクレームやご意見の範囲を超えた要求や言動により、他のお客様の環境や、従業員の就業環境が害されることがあることも事実です。

弊社は、従業員の心身の安全を確保し、お客様とゴルフ場とのより良い関係を築き、質の高いサービスを提供する為に、ハラスメントに対する基本方針を策定しました。

●カスタマーハラスメントとは

顧客から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものをいう。「著しい迷惑行為」とは暴行、脅迫、その他の違法な行為、又は正当な理由がない過度な要求、暴言、その他の不当な行為をいう。

●カスタマーハラスメントの想定

厚生労働省が発表している対策マニュアル（令和2年厚生労働省告示第5号）に記載されている『顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により従業員の就業環境が害されるもの』を対象と想定しています。

●カスタマーハラスメントの対象行為

- 厚生労働省発表の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」より
- ・身体的な攻撃（暴行・傷害など）
- ・精神的な攻撃（脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言、強要など）
- ・威圧的な言動（自分が優位であるかのような行為、SNSへの投稿など）
- ・土下座の要求
- ・継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- ・拘束的な行動（不退去・居座り・監禁・時間の拘束・業務に支障を及ぼす行為など）
- ・差別的な言動
- ・性的な言動（従業員が不快と感じる言葉や態度など）
- ・従業員個人への攻撃、要求（プライバシーを脅かす行為など）

●カスタマーハラスメントにあたる行為の具体例

- ・従業員を怒鳴りつける
- ・従業員に土下座を強要する
- ・不手際のお詫びに、プレイ代や商品等を無料で提供するようにしつこく要求する
- ・顧客自ら用具等を壊したり傷つけた上で「ゴルフ場の責任」とクレームを入れる
- ・過度な金銭補償の要求をする
- ・過度な謝罪の要求（土下座を除く）

●カスタマーハラスメントにおける当倶楽部の対応

カスタマーハラスメントの対象行為と当倶楽部が判断した場合は、解決に向けての話し合いで対応いたしますが、**悪質であると判断した場合は、ご利用のお断りやプレーを中断して退場していただく場合がございます。**従業員には、お客様からハラスメントを受けた場合は即時報告を徹底しており、**当倶楽部がカスタマーハラスメントと判断した場合は瞬時に対応し、警察および弁護士とも連携し、厳正に対応させていただきます。**

従業員の心身の安全を確保し、これからもお客様により良いサービスを提供できるよう尽力してまいります。会員の皆様はじめ当倶楽部をご利用いただいております皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。